

## 令和2年度弁護士会館敷地使用料算定について

「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号）等に基づき使用料を算定する。

### 1 前年次算定使用料との調整

使用許可の更新に際し、上記通達等に基づき算定する使用料は前年次算定使用料の1.05倍の金額が上限となる。

(計算式)

$$102,900,000 \text{ 円 (A)} = 98,000,000 \text{ 円} \times 1.05$$

(前年次算定使用料)

### 2 市町村交付金額との調整

上記1で算定した使用料が、本件敷地に係る令和2年度国有資産等所在市町村交付金額を下回る場合には、交付金額を使用料とする。

(計算式)

$$107,802,900 \text{ 円} \geq A$$

(令和2年度国有資産等所在市町村交付金)

### 3 決定使用料

以上により、令和2年度弁護士会館敷地使用料は、107,802,900円となる。